

開示項目一覧

■ 単体情報（銀行法施行規則第19条の2第1項に基づく開示事項）

銀行の概況及び組織に関する事項

1. 持株数の多い順に十以上の株主に関する事項 33

銀行の主要な業務に関する事項

1. 直近の中間事業年度における事業の概況 2
2. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における
主要な業務の状況を示す指標 2
3. 直近の2中間事業年度における業務の状況を示す指標
(1) 主要な業務の状況を示す指標
- ① 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、
コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。） 17
- ② 資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及び
その他業務収支 17
- ③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、
利回り及び資金利鞘 18、21
- ④ 受取利息及び支払利息の増減 19
- ⑤ 総資産経常利益率及び資本経常利益率 21
- ⑥ 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率 21
- (2) 預金に関する指標
- ① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、
その他の預金の平均残高 26
- ② 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高 27
- (3) 貸出金等に関する指標
- ① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の
平均残高 28
- ② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の
残存期間別の残高 29
- ③ 担保の種類別の貸出金残高及び
支払承諾見返額 29、30
- ④ 使途別の貸出金残高 28
- ⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 28
- ⑥ 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の
総額に占める割合 29
- ⑦ 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高 29
- ⑧ 預貸率の期末値及び期中平均値 21
- (4) 有価証券に関する指標
- ① 商品有価証券の種類別の平均残高 32
- ② 有価証券の種類別の残存期間別の残高 32
- ③ 有価証券の種類別の平均残高 31
- ④ 預託率の期末値及び期中平均値 21

銀行の業務の運営に関する事項

1. 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況 78～79

銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する事項

1. 中間貸借対照表、中間損益計算書及び
中間株主資本等変動計算書 13～14
2. 次に掲げるものの額及び①から④の合計額
- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 30
- ② 危険債権 30
- ③ 三月以上延滞債権 30

- ④ 貸出条件緩和債権 30
- ⑤ 正常債権 30
3. 自己資本の充実の状況 36、56～74
4. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益
- ① 有価証券 22
- ② 金銭の信託 23
- ③ デリバティブ取引 24～25
- ④ 電子決済手段 25
- ⑤ 暗号資産 25
5. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 30
6. 貸出金償却の額 29
7. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本
等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の
規定に基づき監査法人の監査証明を受けている旨 14

■ 連結情報（銀行法施行規則第19条の3に基づく開示事項）

銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項

1. 直近の中間事業年度における事業の概況 1～2
2. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における
主要な業務の状況を示す指標 1

銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する事項

1. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包
括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書 3～4
2. 次に掲げるものの額及び①から④の合計額
- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 10
- ② 危険債権 10
- ③ 三月以上延滞債権 10
- ④ 貸出条件緩和債権 10
- ⑤ 正常債権 10
3. 自己資本の充実の状況 34～35、37～55
4. セグメント情報 10～11
5. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間
連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193
条の2第1項の規定に基づき監査法人の監査証明を受けて
いる旨 5

■ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（第7条）

- 資産査定の公表 10、30

■ 銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（金融庁告示第7号）

1. 自己資本の構成に関する開示事項（連結） 34～35
2. 自己資本の構成に関する開示事項（単体） 36
3. 定量的な開示事項（連結） 37～55
4. 定量的な開示事項（単体） 56～74